

資料編 2



貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	負債・純資産の部	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
現金	870	2,564	貯金	2,725,654	2,563,337
預け金	1,645,788	1,516,892	当座貯金	40,361	40,328
系統預け金	1,645,613	1,516,650	普通貯金	7,211	7,785
系統外預け金	175	241	貯蓄貯金	83	87
買入金銭債権	6,002	5,140	別段貯金	836	1,276
金銭の信託	43,314	48,059	定期貯金	2,677,149	2,513,850
有価証券	826,000	731,124	定期積金	11	9
国債	259,321	241,300	借用金	11,100	5,400
地方債	1,110	1,000	代理業務勘定	1	1
政府保証債	1,993	1,993	その他負債	12,586	6,676
社債	84,432	85,837	未払法人税等	292	256
外国証券	225,402	158,586	貯金利子諸税その他	14	20
株式	33,149	22,805	金融派生商品	7,918	779
受益証券	220,590	219,599	仮受金	2,726	3,444
貸出金	306,767	311,336	リース債務	353	263
手形貸付	676	633	未払金	80	0
証書貸付	202,294	202,984	その他の負債	21	21
当座貸越	1,082	1,121	未払費用	1,148	1,857
金融機関貸付	102,713	106,596	前受収益	6	7
その他資産	9,494	7,336	未決済為替借	23	25
差入保証金	4	4	諸引当金	7,003	7,149
金融派生商品	—	181	相互援助積立金	6,170	6,291
仮払金	103	88	賞与引当金	67	69
未収金	3,275	727	退職給付引当金	725	740
その他の資産	1,532	1,519	役員退職慰労引当金	39	48
未収収益	4,504	4,750	債務保証	39	42
前払費用	50	39	〔負債の部合計〕	2,756,384	2,582,607
未決済為替貸	23	25	出資金	134,586	135,683
有形固定資産	3,986	3,682	(うち後配出資金)	(76,743)	(77,841)
建物	1,856	1,775	再評価積立金	6	6
土地	1,376	1,376	利益剰余金	101,433	101,381
リース資産	367	278	利益準備金	44,418	45,518
その他の有形固定資産	386	252	その他利益剰余金	57,015	55,863
無形固定資産	1,238	847	経営基盤安定化積立金	8,590	9,490
ソフトウェア	1,235	845	信用事業構造改革積立金	3,928	3,429
その他の無形固定資産	2	2	JASTEM更改対応積立金	771	742
外部出資	144,427	157,152	IT基盤対応積立金	869	803
系統出資	143,757	156,482	特別積立金	31,630	31,630
系統外出資	609	609	当期末処分剰余金	11,227	9,769
子会社等出資	60	60	(うち当期剰余金)	(5,432)	(4,265)
繰延税金資産	748	736	会員資本合計	236,025	237,071
債務保証見返	39	42	その他有価証券評価差額金	△ 4,665	△ 35,348
貸倒引当金	△ 931	△ 585	評価・換算差額等合計	△ 4,665	△ 35,348
			〔純資産の部合計〕	231,360	201,723
資産の部合計	2,987,745	2,784,331	負債・純資産の部合計	2,987,745	2,784,331



損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
経常収益	58,587	33,656
資金運用収益	31,590	21,887
貸出金利息	2,426	1,684
預け金利息	31	972
有価証券利息配当金	21,194	10,150
コールローン利息	-	0
その他受入利息	7,937	9,079
(うち受取奨励金)	(7,777)	(9,044)
(うち受取特別配当金)	(118)	-
役務取引等収益	1,251	1,198
受入為替手数料	14	14
その他の受入手数料	1,236	1,183
その他事業収益	15,697	1,537
受取出資配当金	2,095	1
受取助成金	15	1
国債等債券売却益	13,586	1,534
その他経常収益	10,048	9,033
貸倒引当金戻入益	97	106
株式等売却益	8,598	7,340
金銭の信託運用益	1,299	1,536
その他の経常収益	52	50
経常費用	52,455	28,667
資金調達費用	13,307	12,832
貯金利息	85	799
譲渡性貯金利息	20	-
その他支払利息	13,202	12,033
(うち支払奨励金)	(13,199)	(12,031)
役務取引等費用	210	243
支払為替手数料	2	3
その他の支払手数料	207	240
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	34,342	11,295
国債等債券売却損	24,857	8,294
外国為替売買損	9,484	3,001
経費	4,457	4,076
人件費	1,229	1,209
物件費	3,134	2,774
税	93	92
その他経常費用	137	219
相互援助積立金繰入額	121	121
金銭の信託運用損	9	89
その他の経常費用	6	8
経常利益	6,131	4,988
特別利益	-	-
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期利益	6,130	4,988
法人税、住民税及び事業税	792	711
法人税等調整額	△94	11
法人税等合計	697	722
当期剰余金	5,432	4,265
当期首繰越剰余金	4,432	4,409
JASTEM更改対応積立金取崩額	345	29
信用事業構造改革積立金取崩額	986	999
IT基盤対応積立金取崩額	31	66
当期末処分剰余金	11,227	9,769

注記表

令和6年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- | | |
|-----------------------|---|
| ・ 売買目的有価証券 | …時価法（売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 満期保有目的の債券 | …定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 | …原価法（売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ その他有価証券 | …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 |

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～30年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

- ② 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。
- ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金は、「東京都 J Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- (10) 収益及び費用の計上基準
 - ・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
 - ・顧客との契約から生じる収益の計上基準
約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (11) ヘッジ会計の方法
「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ・為替変動リスクヘッジ
外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。
- (12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。
- (13) 関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続
投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
貸倒引当金 585百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(9) 引当金の計上方法」「① 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,600百万円であります。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	0百万円	0百万円
オペレーティング・リース	2百万円	0百万円	2百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金4百万円が含まれております。

(4) 有価証券には、無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている国債が合計22,108百万円含まれております。

(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は47百万円であります。

(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は332百万円であります。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	65百万円
危険債権額	69百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	135百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は3,026百万円であります。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金59,366百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は9百万円であります。
うち事業取引高 9百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額は35百万円であります。
うち事業取引高 35百万円

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- b 市場リスクの管理

- (a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で69,251百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,516,892	1,513,601	△ 3,290
買入金銭債権			
その他目的	5,140	5,140	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
その他目的	48,059	48,059	—
有価証券			
満期保有目的の債券	61,139	58,115	△ 3,024
その他有価証券	669,984	669,984	—
貸出金	311,336		
貸倒引当金	△ 577		
貸倒引当金控除後	310,758	308,895	△ 1,862
資産計	2,611,975	2,603,797	△ 8,178
貯金	2,563,337	2,557,632	△ 5,704
借入金	5,400	5,372	△ 27
負債計	2,568,737	2,563,004	△ 5,732
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 598	△ 598	—
デリバティブ取引計	△ 598	△ 598	—

(脚注) 1. 金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日) 第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

非上場株式 67 百万円

その他外部出資 157,085 百万円

(脚注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日) 第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	1,516,892	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち						
満期があるもの	—	—	26	—	—	5,480
有価証券に該当しないもの	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	63,000
その他有価証券のうち						
満期があるもの	9,692	16,914	101,174	69,915	45,599	414,531
貸出金	63,229	31,645	36,822	26,072	19,715	133,761
合 計	1,589,815	48,559	138,023	95,987	65,315	616,774

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越 1,121 百万円については「1 年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金 21,091 百万円については「5 年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 89 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
3. 貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

④ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	2,563,123	121	26	21	44	—
借入金	3,900	1,500	—	—	—	—
合 計	2,567,023	1,621	26	21	44	—

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	5,140	5,140
有価証券				
その他有価証券				
株式	22,805	—	—	22,805
国債	189,154	—	—	189,154
地方債	—	1,000	—	1,000
社債	—	78,837	—	78,837
その他	112,958	265,227	—	378,186
資産計	324,918	345,065	5,140	675,124
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△ 598	—	△ 598
デリバティブ取引計	—	△ 598	—	△ 598

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	50,325	—	—	50,325
地方債	—	—	—	—
社債	—	6,127	—	6,127
その他	—	1,662	—	1,662
貸出金	—	—	308,895	308,895
資産計	50,325	7,790	308,895	367,010
貯金	—	2,557,632	—	2,557,632
借入金	—	5,372	—	5,372
負債計	—	2,563,004	—	2,563,004

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル 2 の時価に分類しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル 3 の時価、そうでない場合はレベル 2 の時価に分類しております。

(3) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 (4) と同様の方法により評価しております。

(4) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル 2 の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル 1 の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

(5) デリバティブ取引（通貨関連）

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用

状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

(7) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	6,002	—	△ 126	△ 735
資産計	6,002	—	△ 126	△ 735

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	—	—	5,140	—
資産計	—	—	5,140	—

(※1) 損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。

(※2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当会は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法を検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供業者にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(注3) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含めておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和7年3月31日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	27,288
投資信託財産が不動産である投資信託（第24-9項）	20,771
合計	48,059

(注4) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託（第24-3項）	投資信託財産が不動産である投資信託（第24-9項）	
期首残高	23,637	19,677	43,314
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上（*1）	113	△17	96
その他の包括利益に計上	△608	232	△376
購入、売却、発行及び決済			
購入	4,145	879	5,024
売却	—	—	—
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	27,288	20,771	48,059
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（*1）	—	—	—

（※1）損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(注5) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和7年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	27,288
合計	27,288

6 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下(2)まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	52,146	50,325	△ 1,821
	地方債	—	—	—
	社債	7,000	6,127	△ 872
	外国証券	—	—	—
	その他	1,993	1,662	△ 330
	小 計	61,139	58,115	△ 3,024
合 計		61,139	58,115	△ 3,024

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 債券	21,701	4,304	17,396
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	2,233	2,200	33
	外国証券	5,300	5,250	50
	その他	—	—	—
	その他	68,925	47,064	21,860
	小 計	98,161	58,819	39,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式 債券	1,103	1,326	△ 223
	国債	189,154	217,575	△ 28,421
	地方債	1,000	1,174	△ 174
	社債	76,603	79,562	△ 2,958
	外国証券	153,286	173,659	△ 20,373
	その他	—	—	—
	その他	155,814	177,849	△ 22,034
	小 計	576,963	651,149	△ 74,186
合 計		675,124	709,969	△ 34,844

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	9,107百万円	6,662百万円	－百万円
債 券	106,809百万円	1,534百万円	8,294百万円
その他	2,939百万円	677百万円	－百万円
合 計	118,856百万円	8,874百万円	8,294百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	48,059百万円	48,563百万円	△503百万円	1,904百万円	2,407百万円

(脚注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	7 2 5 百万円
退職給付費用	7 1 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 5 5 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>7 4 0 百万円</u>

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	7 1 百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、92百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	2百万円
相互援助積立金	1,801百万円
退職給付引当金超過額	212百万円
減価償却超過額	42百万円
未払事業税	44百万円
未払費用否認額	278百万円
その他有価証券評価差額金	10,120百万円
その他	191百万円
繰延税金資産小計	12,692百万円
評価性引当額	△11,955百万円
繰延税金資産合計 (A)	736百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	－百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	736百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.08%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.95%
事業分量配当金	△13.42%
住民税均等割等	0.13%
評価性引当額の増減	0.57%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.17%
その他	0.32%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>14.48%</u>

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律（法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の27.92%から28.63%に変更されました。その結果、繰延税金資産が8,620千円増加し、法人税等調整額が8,620千円減少しています。

令和5年度注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
 - ・売買目的有価証券 …時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・満期保有目的の債券 …定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券 …時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～30年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、0としております。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。当該修正は、過去の実績率が期末日現在で保有する債権の信用リスクを反映しない場合において、債権を内部格付毎に区分し、当該区分に応じたデフォルト率等の外部情報を用いることにより、実施しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金算出基準」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「東京都」Aバンク支援制度要領」に基づき、J Aバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(10) 収益及び費用の計上基準

- ・有価証券利息配当金に含まれる株式配当金の認識基準
その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限り）の認識基準については、発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の属する事業年度に計上しております。
ただし、決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払を受けるものであれば、その支払を受けた日の属する事業年度に認識しております。
- ・顧客との契約から生じる収益の計上基準
約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(11) ヘッジ会計の方法

- 「為替リスクヘッジ規程」及び「余裕金運用規程」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
 - ・為替変動リスクヘッジ

外貨建有価証券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は時価ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建有価証券における為替変動リスクを減殺する目的で行う先物為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建有価証券に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより有効性を評価しております。

- (12) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

- (13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

- (1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 931百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」 「（9）引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記「②主要な仮定」は不確実性を伴い、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,248百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として空調設備等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	2百万円	0百万円	2百万円
オペレーティング・リース	2百万円	0百万円	2百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済等の取引として預け金 65,016百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金4百万円が含まれております。

- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引、株式貸借取引）により貸し付けられている有価証券が、国債及び株式、外国証券に合計78,145百万円含まれております。

- (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は81百万円であります。

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は389百万円であります。

- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権、債務はありません。

- (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	124百万円
危険債権額	443百万円
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	0百万円
合計額	568百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は4,287百万円であります。

- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付貸出金49,426百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額は10百万円であります。
うち事業取引高 10百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額は34百万円であります。
うち事業取引高 34百万円

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、東京都を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

J Aは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸し付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、都内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として都内の取引先及び個人に対する貸出金（当座貸越契約、貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は主に金外信託により運用しており、その構成資産は、受益証券及び投資証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。

有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

このほか、一部の外貨建有価証券については、為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行い、時価ヘッジを適用しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会の協議を経て理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会等へ報告を行っております。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件毎に管理しており、一部の外貨建有価証券に対して為替変動を相殺する目的で先物為替予約取引を行っております。

なお、これらの取引については時価ヘッジを適用しております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は理事会及びリスク管理委員会にて定期的に報告を行っております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替リスクヘッジ規程に基づき実施しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で84,346百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、下表には含めず②に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,645,788	1,644,926	△862
買入金銭債権			
その他目的	6,002	6,002	—
有価証券に該当しないもの	—	—	—
金銭の信託			
その他目的	43,314	43,314	—
有価証券			
満期保有目的の債券	14,670	14,170	△500
その他有価証券	811,329	811,329	—
貸出金	306,767		
貸倒引当金	△924		
貸倒引当金控除後	305,843	306,359	516
資産計	2,826,949	2,826,102	△846
貯金	2,725,654	2,724,073	△1,580
借入金	11,100	11,070	△29
負債計	2,736,754	2,735,144	△1,610
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	△7,918	△7,918	—
デリバティブ取引計	△7,918	△7,918	—

(脚注) 1.金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第 24-3 項及び第 24-9項の基準価格の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

3.デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

② 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

非上場株式 67百万円

その他外部出資 144,360百万円

(脚注) 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

③ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,645,788	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
その他目的のうち	—	—	—	217	—	6,024
満期があるもの						
有価証券に該当しないもの	—	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	15,000
その他有価証券のうち満期があるもの	42,946	19,090	34,646	82,112	82,005	516,429
貸出金	56,906	53,194	29,946	25,382	24,223	117,115
合 計	1,745,641	72,284	64,592	107,712	106,229	654,569

(脚注) 1.貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越1,082百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金47,151百万円については「5年超」に含めております。

2.貸出金のうち、不均等返済で返済金額が未定の案件については、償還日に合わせて記載しております。

④ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,725,476	48	102	2	24	—
借入金	5,700	3,900	1,500	—	—	—
合 計	2,731,176	3,948	1,602	2	24	—

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要

性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	6,002	6,002
有価証券				
その他有価証券				
株式	33,149	—	—	33,149
国債	253,644	—	—	253,644
地方債	—	1,110	—	1,110
社債	—	77,432	—	77,432
その他	156,192	289,800	—	445,992
資産計	442,986	368,343	6,002	817,331
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△7,918	—	△7,918
デリバティブ取引計	—	△7,918	—	△7,918

② 時価で貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
有価証券				
満期保有有価証券				
国債	5,558	—	—	5,558
地方債	—	—	—	—
社債	—	6,743	—	6,743
その他	—	1,867	—	1,867
貸出金	—	—	306,359	306,359
資産計	5,558	8,611	306,359	320,529
貯金	—	2,724,073	—	2,724,073
借入金	—	11,070	—	11,070
負債計	—	2,735,144	—	2,735,144

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明は次のとおりであります。

(a) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分毎に、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(b) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関等から提示された価格によっております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(c) 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記(d)と同様の方法により評価しております。

(d) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、国債がこれに含まれております。公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債がこれに含まれております。

投資信託については、市場における取引価格があり、活発な市場における無調整で利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場投資信託がこれに含まれております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。重要な解約制限等がある場合には基準価額を時価とみなして評価しており、レベル分類を省略しております。これらは主に私募投資信託がこれに含まれております。

(e) デリバティブ取引(通貨関連)

店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(f) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

(g) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

(h) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報は次のとおりであります。

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

該当ありません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又はその他有価証券評価差額金		購入、売却、発行及び決済の純額
		損益に計上(*1)	その他有価証券評価差額金に計上	
買入金銭債権	7,279	—	△82	△1,195
資産計	7,279	—	△82	△1,195

(単位：百万円)

区分	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
買入金銭債権	—	—	6,002	—
資産計	—	—	6,002	—

(脚注) 1.損益計算書の「その他事業収益」、「その他経常収益」及び「その他事業費用」、「その他経常費用」に含まれております。

2.レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

3.レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当期は残高がございません。なお、振替を行う場合には当該振替は会計期間の末日に行っております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当会は、経営企画部にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価算定部署が時価を算定しております。算定された時価については、時価算定部署にて評価技法を検証し、経営企画部にてインプット及び計算結果を検証することで、時価の合理性及び正確性を確認しております。

時価の算定にあたって第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、時価提供者にヒアリングを行い、利用されている評価技法及びインプットについての確認や、必要に応じて当会にて再計算した結果との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

該当ありません。

(注3) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は上記の表には含まれておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託を適用した令和6年3月31日における貸借対照表計上額はそれぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額合計額
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	23,637
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	19,677
合計	43,314

(注4) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)			
	金銭の信託		合計
	投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	
期首残高	25,241	14,691	39,932
当期の損益又はその他の包括利益			
損益に計上 (*1)	△215	—	△215
その他の包括利益に計上	260	163	423
購入、売却、発行及び決済			
購入	1,351	4,822	6,173
売却	△3,000	—	△3,000
発行	—	—	—
決済	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	23,637	19,677	43,314
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 (*1)	—	—	—

(※1) 損益計算書の「その他経常収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

(注5) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-3 項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の令和6年3月31日における解約等に関する制限の内容毎の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)	
解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約に係る承諾が必要であり、承諾に相当期間要する、もしくは承諾されないおそれがあるもの	23,637
合計	23,637

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の住宅ローン債権信託及び貸付債権信託等の受益権証書が含まれております。以下 (2) まで同様であります。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,709	1,716	6
	地方債	—	—	—
	社債	2,000	2,032	32
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,709	3,748	39
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,967	3,842	△125
	地方債	—	—	—
	社債	5,000	4,711	△288
	外国証券	—	—	—
	その他	1,993	1,867	△125
	小計	10,960	10,421	△539
合 計		14,670	14,170	△500

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	32,416	6,692	25,723
	債券	—	—	—
	国債	38,156	37,713	442
	地方債	—	—	—
	社債	12,809	12,723	86
	外国証券	43,398	42,023	1,375
	その他	—	—	—
	小計	59,286	32,498	26,787
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	733	799	△66
	債券	—	—	—
	国債	215,487	229,725	△14,237
	地方債	1,110	1,166	△56
	社債	64,622	65,902	△1,279
	外国証券	182,003	204,455	△22,452
	その他	—	—	—
	小計	167,306	188,167	△20,861
合 計		631,264	690,218	△58,953

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株 式	12,551百万円	8,296百万円	—百万円
債 券	403,934百万円	13,586百万円	24,857百万円
その他	1,266百万円	302百万円	—百万円
合 計	417,752百万円	22,185百万円	24,857百万円

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	43,314百万円	43,442百万円	△127百万円	1,801百万円	1,928百万円

(脚注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないものは、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	721 百万円
退職給付費用	88 百万円
退職給付の支払額	△83 百万円
期末における退職給付引当金	725 百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 88 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっており、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、98百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	7百万円
相互援助積立金	1,722百万円
退職給付引当金超過額	202百万円
減価償却超過額	35百万円
未払事業税	50百万円
未払費用否認額	287百万円
その他有価証券評価差額金	1,302百万円
その他	203百万円
繰延税金資産小計	3,812百万円
評価性引当額	△3,064百万円
繰延税金資産合計 (A)	748百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計 (B)	—百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	748百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.61 %
事業分算配当金	△10.91 %
住民税均等割等	0.11 %
評価性引当額の増減	△0.13 %
その他	△0.07 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.38 %

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 5 年度	令和 6 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	11,227	9,769
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,362	1,094
剰 余 金 処 分 額	6,817	5,229
利 益 準 備 金	1,100	900
任 意 積 立 金	1,400	—
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	(900)	(—)
JASTEM 更 改 対 応 積 立 金	(—)	(—)
信 用 事 業 構 造 改 革 積 立 金	(500)	(—)
IT 基 盤 対 応 積 立 金	(—)	(—)
出 資 配 当 金	1,920	1,931
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(1,156)	(1,156)
後 配 出 資 に 対 す る 配 当 金	(763)	(774)
事 業 分 量 配 当 金	2,397	2,397
次 期 繰 越 剰 余 金	4,409	4,539

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年2.0%の割合です。
2. 後配出資に対する配当率は年1.0%の割合です。
3. 事業分量配当金の基準は次のとおりです。
令和 5 年度 1 年定期貯金（期限前解約及び担保差入分（当該貸出金相当分）を除く）の平均残高に対して年 0.0904%
令和 6 年度 1 年定期貯金（期限前解約及び担保差入分（当該貸出金相当分）を除く）の平均残高に対して年 0.0947%
4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準
経営基盤安定化積立金	本都信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積立てるものとする。	150億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
JASTEM 更改対応積立金	JASTEM の新システム基盤更改に伴う各種対応に備えて積立てるものとする。	30億円	JASTEM の新システム基盤更改に伴う都センターシステム対応及び奨励金等による JA への補完的支援、その他付随費用に充てる場合に取り崩す。
信用事業構造改革積立金	JA バンク東京の信用事業基盤を拡充し、事業のさらなる伸長に資するため、持続可能な収益性確保に向けた JA の信用事業構造改革に対する、各種奨励措置等に備えて積立てるものとする。	50億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。
IT 基盤対応積立金	JA の事務合理化や組合員の利便性向上等に資する IT 基盤・環境の構築等の対応に備えて積立てるものとする。	30億円	経営管理委員会の決議に基づき、左記積立目的に照らして必要な額を取り崩す。

貯 金

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
流 動 性 貯 金	39,455 (1.4)	36,170 (1.4)	△ 3,285
定 期 性 貯 金	2,745,982 (97.8)	2,590,211 (98.5)	△ 155,771
そ の 他 の 貯 金	1,910 (0.1)	1,841 (0.1)	△ 69
計	2,787,349 (99.3)	2,628,223 (100.0)	△ 159,126
譲 渡 性 貯 金	19,994 (0.7)	0 (0)	△ 19,994
合 計	2,807,343 (100.0)	2,628,223 (100.0)	△ 179,120

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
定 期 貯 金	2,677,149 (100.0)	2,513,850 (100.0)	△163,299
うち固定金利定期	2,677,149 (100.0)	2,513,850 (100.0)	△163,299
うち変動金利定期	－ (－)	－ (－)	－

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。構成比については小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しています。

貸出金

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	527	688	160
証 書 貸 付	196,457	204,421	7,963
当 座 貸 越	111	1,055	943
金 融 機 関 貸 付	104,682	93,725	△ 10,957
割 引 手 形	—	—	—
合 計	301,779	299,890	△ 1,889

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	160,525 (52.3)	154,109 (49.5)	△ 6,415
変 動 金 利 貸 出	146,242 (47.7)	157,226 (50.5)	10,984
合 計	306,767 (100.0)	311,336 (100.0)	4,568

(注) () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
設 備 資 金	10,716 (3.5)	13,711 (4.4)	2,994
運 転 資 金	296,050 (96.5)	297,624 (95.6)	1,573
合 計	306,767 (100.0)	311,336 (100.0)	4,568

(注) () 内は構成比です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	265 (0.1)	209 (0.1)	△ 56
林 業	30 (0.0)	40 (0.0)	10
水 産 業	1,840 (0.6)	2,840 (0.9)	1,000
製 造 業	38,531 (12.6)	34,150 (11.0)	△ 4,381
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	1,852 (0.6)	3,037 (1.0)	1,185
電気・ガス・熱供給・水道業	9,570 (3.1)	9,570 (3.1)	—
運 輸 ・ 通 信 業	32,221 (10.5)	30,439 (9.8)	△ 1,782
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	21,711 (7.1)	31,186 (10.0)	9,474
金 融 ・ 保 険 業	95,666 (31.2)	102,666 (33.0)	7,000
不 動 産 業	39,113 (12.8)	30,108 (9.7)	△ 9,005
サ ー ビ ス 業	51,033 (16.6)	53,606 (17.2)	2,572
地 方 公 共 団 体	— (—)	— (—)	—
そ の 他	14,932 (4.9)	13,483 (4.3)	△ 1,449
合 計	306,767 (100.0)	311,336 (100.0)	4,568

- (注) 1. () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。構成比については小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
2. 大口信用供与等規制に伴い、信託勘定を利用した貸付及びグループ企業向け貸付は、与信企業の業種に見直しております。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	2	3	0
有 価 証 券	—	—	—
動 産	310	310	—
不 動 産	558	173	△ 384
そ の 他 担 保 物	403	388	△ 15
小 計	1,274	875	△ 399
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	5	2	△ 2
そ の 他 保 証	5,438	3,528	△ 1,909
小 計	5,443	3,531	△ 1,912
信 用	300,048	306,929	6,880
合 計	306,767	311,336	4,568

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	124	—	—	124	124
	令和6年度	65	—	26	38	65
危 険 債 権	令和5年度	443	13	96	333	443
	令和6年度	69	13	8	47	69
要 管 理 債 権	令和5年度	0	—	—	—	—
	令和6年度	0	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	0	—	—	—
		令和6年度	0	—	—	—
小 計	令和5年度	568	13	96	458	568
	令和6年度	135	13	35	85	135
正 常 債 権	令和5年度	306,386				
	令和6年度	311,486				
合 計	令和5年度	306,955				
	令和6年度	311,621				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

種 類	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他	
令和 5 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	483	473	－	483	473
個 別 貸 倒 引 当 金	667	458	120	546	458
合 計	1,150	931	120	1,029	931
令和 6 年度					
一 般 貸 倒 引 当 金	473	499	－	473	499
個 別 貸 倒 引 当 金	458	85	240	217	85
合 計	931	585	240	691	585

貸出金償却額

該当する取引はありません。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	266	132	△ 134
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	23	22	△ 1
養 鶏 ・ 養 卵	219	89	△ 130
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	23	20	△ 3
農 業 関 連 団 体 等	793	816	23
合 計	1,059	948	△ 111

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の「貸出金の業種別残高」における貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA や全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,042	935	△ 107
農 業 制 度 資 金	16	12	△ 4
農 業 近 代 化 資 金	15	11	△ 3
そ の 他 制 度 資 金	1	0	△ 0
合 計	1,059	948	△ 111

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	486	512	26
そ の 他	—	—	—
合 計	486	512	26

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託業務・為替業務

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
日本政策金融公庫（農林水産事業）	486	512
日本政策金融公庫（国民生活事業）	0	0
独立行政法人住宅金融支援機構	9,370	7,986
独立行政法人福祉医療機構	16	13
合 計	9,874	8,513

国債等の窓口販売業務実績

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
国 債	—	—
投 資 信 託	9	10

内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金・振 込 為 替	件 数	41,858	32,597	44,617	32,732
	金 額	563,232	656,480	523,446	283,545
代 金 取 立	件 数	1	—	—	—
	金 額	0	—	—	—
雑 為 替	件 数	7,095	17,538	6,169	15,108
	金 額	288,567	288,747	317,314	316,363

債務保証

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	—	—	—
信 用	39	42	△ 3
合 計	39	42	△ 3

有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	249,308	286,211	36,902
地 方 債	2,014	1,166	△ 848
短 期 社 債	—	—	—
社 債	80,607	93,162	12,554
株 式	8,438	6,745	△ 1,693
外 国 証 券	302,904	186,171	△ 116,732
そ の 他 の 証 券	217,119	216,537	△ 581
合 計	860,392	789,994	△ 70,398

(注)「その他の証券」には買入金銭債権（保有区分口）が含まれています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
令和5年度								
国債	11,032	—	—	—	23,957	224,331	—	259,321
地方債	—	—	—	—	—	1,110	—	1,110
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	501	3,387	3,984	2,069	6,344	60,566	9,571	86,425
株式	—	—	—	—	—	—	33,149	33,149
外国証券	14,214	21,925	61,077	35,956	58,195	34,032	—	225,402
その他の証券	16,704	27,448	94,623	20,942	23,180	5,784	37,909	226,592
令和6年度								
国債	—	—	—	13,408	67,410	160,482	—	241,300
地方債	—	—	—	—	—	1,000	—	1,000
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	599	3,563	6,148	182	8,445	56,869	12,021	87,831
株式	—	—	—	—	—	—	22,805	22,805
外国証券	—	15,308	46,994	49,229	33,979	13,074	—	158,586
その他の証券	9,013	98,828	58,970	18,419	957	5,111	33,439	224,740

(注)「その他の証券」には買入金銭債権（保有区分口）が含まれています。

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	1,709	1,716	6	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,000	2,032	32	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	3,709	3,748	39	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	3,967	3,842	△ 125	52,146	50,325	△ 1,821
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,993	6,578	△ 414	8,993	7,790	△ 1,203
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,960	10,421	△ 539	61,139	58,115	△ 3,024
合 計		14,670	14,170	△ 500	61,139	58,115	△ 3,024

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和 5 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	32,416	6,692	25,723	21,701	4,304	17,396
	債 券	50,966	50,437	529	2,233	2,200	33
	国 債	38,156	37,713	442	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	12,809	12,723	86	2,233	2,200	33
	そ の 他	102,684	74,521	28,162	74,225	52,314	21,910
	外 国 証 券	43,398	42,023	1,375	5,300	5,250	50
	その他の証券	59,286	32,498	26,787	68,925	47,064	21,860
	小 計	186,066	131,651	54,415	98,161	58,819	39,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	733	799	△ 66	1,103	1,326	△ 223
	債 券	281,221	296,794	△ 15,573	266,758	298,313	△ 31,554
	国 債	215,487	229,725	△ 14,237	189,154	217,575	△ 28,421
	地 方 債	1,110	1,166	△ 56	1,000	1,174	△ 174
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	64,622	65,902	△ 1,279	76,603	79,562	△ 2,958
	そ の 他	349,310	392,623	△ 43,313	309,101	351,509	△ 42,408
	外 国 証 券	182,003	204,455	△ 22,452	153,286	173,659	△ 20,373
	その他の証券	167,306	188,167	△ 20,861	155,814	177,849	△ 22,034
	小 計	631,264	690,218	△ 58,953	576,963	651,149	△ 74,186
合 計		817,331	821,869	△ 4,537	675,124	709,969	△ 34,844

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	43,314	43,442	△127	1,801	△1,928	48,059	48,563	△503	1,904	△2,407

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等の状況

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	160,980	168,898	△7,918	93,174	93,772	△598
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	計		160,980	168,898	△7,918	93,174	93,772	△598

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	31,866	32,428	45,652	58,587	33,656
経 常 利 益	12,436	14,512	6,335	6,131	4,988
当 期 剰 余 金	10,116	12,238	5,541	5,432	4,265
出 資 金	131,337	132,435	133,489	134,586	135,683
(出 資 口 数)	(13,133,754)	(13,243,571)	(13,348,959)	(13,458,629)	(13,568,390)
純 資 産 額	295,964	275,060	226,657	231,360	201,723
総 資 産 額	3,317,281	3,247,494	3,119,039	2,987,745	2,784,331
貯 金 等 残 高	2,843,330	2,828,343	2,840,798	2,725,654	2,563,337
貸 出 金 残 高	340,731	319,807	301,517	306,767	311,336
預 け 金 残 高	1,578,053	1,504,673	1,578,875	1,645,788	1,516,892
有 価 証 券 残 高	1,176,808	1,202,933	1,025,572	826,000	731,124
剰余金配当金額					
・ 普通出資配当額	1,157	1,157	1,156	1,156	1,156
・ 後配出資配当額	730	741	752	763	774
・ 事業分量配当額	3,397	4,896	2,397	2,397	2,397
職 員 数	147	143	135	133	139
単体自己資本比率	17.19	17.74	17.64	18.45	17.52

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、「総資産額」は貸倒引当金控除方式により表示しています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
事 業 純 益	△ 3,585	△ 3,593	△ 7
実 質 事 業 純 益	△ 3,585	△ 3,593	△ 7
コ ア 事 業 純 益	7,685	3,166	△ 4,519
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	△ 3,225	432	3,658

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	2,876,918	31,590	1.10	2,672,533	21,887	0.82
うち貸出金	301,779	2,426	0.80	299,890	1,684	0.56
うち預け金	1,714,745	7,927	0.46	1,582,635	10,016	0.63
うち有価証券	853,596	21,194	2.48	784,155	10,150	1.29
資 金 調 達 勘 定	2,786,616	13,114	0.47	2,588,796	12,599	0.49
うち貯金・定積	2,787,349	13,285	0.48	2,628,223	12,830	0.49
うち譲渡性貯金	19,994	20	0.10	—	—	—
うち借入金	20,521	—	—	8,153	—	—

- (注) 1. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 2. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には支払奨励金が含まれています。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 4. 利回りについては小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

資金調達原価率、総資金利ざや

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 り	1.10	0.82
資 金 調 達 原 価 率	0.63	0.64
総 資 金 利 ざ や	0.47	0.18

- (注) 資金調達原価率、総資金利ざやについては以下の計算式で求めています。
 1. 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息 (支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他 (貸付留保金、従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
 2. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 3. 資金運用利回り、資金調達原価率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

事業粗利益

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 収 支	18,476	9,287
役 務 取 引 等 収 支	1,040	954
そ の 他 事 業 収 支	△ 18,645	△ 9,758
事 業 粗 利 益	872	483
事 業 粗 利 益 率	0.03	0.02

- (注) 資金運用収支、役務取引等収支、その他事業収支、事業粗利益率については以下の計算式で求めています。
 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 6. 事業粗利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

その他諸指標

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度
貯 貸 率 (期 末)	11.25	12.15
貯 貸 率 (期 中 平 均)	10.83	11.41
貯 証 率 (期 末)	30.30	28.52
貯 証 率 (期 中 平 均)	30.62	29.84
一 職 員 当 り 貯 金 残 高	20,493	18,441
一 職 員 当 り 貸 出 金 残 高	2,306	2,239
総 資 産 経 常 利 益 率	0.20	0.17
純 資 産 経 常 利 益 率	2.55	2.10
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.15
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.26	1.80

- (注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
2. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返除く) 平均残高 × 100
4. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
5. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返除く) 平均残高 × 100
6. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100
7. 貯貸率、貯証率、各種利益率については小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	△ 6,095	△ 9,703
貸 出 金	233	△ 742
預 け 金	2	940
有 価 証 券	△ 5,567	△ 11,043
コ ー ル オ ー ン	—	0
買 入 手 形	—	—
そ の 他	△ 764	1,142
支 払 利 息	122	△ 475
貯 金 ・ 定 積	10	△ 454
譲 渡 性 貯 金	6	△ 20
借 用 金	—	—
そ の 他	105	△ 0
差 引	△ 6,218	△ 9,189

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「貯金・定積」には支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の増減額です。

経費の内訳

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度
人	件 費	1,229	1,209
	役 員 報 酬	103	103
	給 料 手 当	850	856
	うち賞与引当金繰入額	67	69
	福 利 厚 生 費	177	169
	退 職 給 付 費 用	88	71
	役 員 退 職 慰 労 金	1	0
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	7	8
物	件 費	3,134	2,774
	事 業 推 進 費	890	456
	債 権 管 理 費	0	0
	旅 費 ・ 交 通 費	4	5
	業 務 費	687	801
	負 担 金	153	154
	施 設 費	1,397	1,357
税	雑 費	—	0
	税 金	93	92
合 計		4,457	4,076

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

（1）自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和7年3月末における自己資本比率は、内部留保の増加に努める一方、不良債権処理及び資本効率の向上に取り組んだ結果、17.52%となりました。

（2）経営の健全性確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	578 億円（前年度 578 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	東京都信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	778 億円（前年度 767 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(3) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	231,708	232,742
うち、出資金及び資本準備金の額	134,586	135,683
うち、再評価積立金の額	6	6
うち、利益剰余金の額	101,433	101,381
うち、外部流出予定額（△）	4,317	4,329
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,644	6,791
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	6,644	6,791
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	238,352	239,533
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,238	847
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,238	847
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	1,238	847
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	237,113	238,685
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,256,155	1,317,673
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	28,338	44,460
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,284,493	1,362,133
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	18.45%	17.52%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(4) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	870	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	273,426	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	164,204	—	—
国際決済銀行等向け	16,493	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,168	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,001	200	8
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	51,584	4,763	190
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,793,735	355,257	14,210
法人等向け	224,820	116,027	4,641
中小企業等向け及び個人向け	117	20	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	536	64	2
取立未済手形	23	4	0
信用保証協会等による保証付	70	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
出資等	8,283	8,283	331
(うち出資等のエクスポージャー)	8,283	8,283	331
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	258,109	610,542	24,421
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	38,107	95,267	3,810

(前ページより続く)

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和5年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	190,787	476,967	19,078
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	748	1,870	74
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	15,943	23,915	956
	(うち上記以外のエクスポージャー)	12,523	12,521	500
	証券化	19,132	6,018	240
	(うち STC 要件適用分)	—	—	—
	(うち非 STC 要件適用分)	19,132	6,018	240
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	283,570	154,483	6,179
	(うちルックスルー方式)	282,867	145,695	5,827
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	702	8,787	351
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,097,149	1,255,672	50,226
	CVA リスク相当額 ÷ 8%		482	19
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	3,097,149	1,256,155	50,246
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		28,338		1,133
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		1,284,493		51,379

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

$$\begin{aligned} &< \text{オペレーショナル・リスク相当額を 8\% で除して得た額の算出方法（基礎的手法）}> \\ &\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\% \end{aligned}$$

（５）信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		2,564	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		269,986	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		118,522	—	—
国際決済銀行等向け		16,387	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,176	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		1,001	200	8
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		30,340	3,660	146
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		1,573,121	317,686	12,707
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		40,166	11,949	477
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		217,344	100,788	4,031
（うち特定貸付債権向け）		633	823	32
中堅中小企業等向け及び個人向け		61	57	2
（うちトラザクター向け）		—	—	—
不動産関連向け		—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）		—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うち ADC 向け）		—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等		15,172	15,172	606
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）		126	34	1
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		25	5	0
信用保証協会等による保証付		70	6	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		6,423	6,423	256
上記以外		288,707	683,300	27,332
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		41,123	102,808	4,112
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		212,456	531,141	21,245
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		736	1,842	73
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—

(前ページより続く)

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	26,235	39,352	1,574
	(うち上記以外のエクスポージャー)	8,155	8,155	326
	証券化	16,241	4,864	194
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	16,241	4,864	194
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	296,202	185,091	7,403
	(うちルックスルー方式)	293,821	155,322	6,212
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	2,381	29,768	1,190
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計	2,853,476	1,317,291	52,691
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	381	15
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)	2,853,476	1,317,673	52,706
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		44,460		1,778
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額
		a		b = a × 4%
		1,362,133		54,485

(6) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

		令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		44,460
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		1,778
B I		29,640
B I C		3,556

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスク量は、V a Rにより計測し、当会が保有するリスク量やリスク内容について、常勤理事、各部の部署長で構成されたリスク管理委員会を毎月実施し、協議・報告及び対応方針を決定しています。

与信審査については、貸出営業部署から分離した審査担当部署を設置し、個別内部格付の審査・検証、自己査定における第2次査定の実施、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリングを通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき次のとおり計上しています。

なお、資産の評価は貸出営業部署が行い、この査定結果を踏まえ審査担当部署が償却・引当額の妥当性について検証・とりまとめを行うことで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。

○一般貸倒引当金

自己査定における債務者区分が正常先及び要注意先に対する債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出する将来発生が見込まれる損失額に相当する額を計上しています。

○個別貸倒引当金

自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等について、債務者ごとに算出する予想損失額に相当する額を計上しています。

(2) 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中 央 政 府 及 び 中 央 銀 行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び
延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和５年度					令和６年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国内		2,581,687	369,053	399,144	－	536	2,375,391	304,035	378,578	－	126
国外		211,651	－	211,651	－	－	164,072	－	164,072	－	－
地域別残高計		2,793,339	369,053	610,796	－	536	2,539,463	304,035	542,651	－	126
法人	農業	240	240	－	－	219	191	191	－	－	105
	林業	30	30	－	－	－	40	40	－	－	－
	水産業	1,841	1,841	－	－	－	2,843	2,843	－	－	－
	製造業	49,954	31,840	13,986	－	－	46,633	29,979	13,626	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	41,421	38,971	1,675	－	300	34,499	32,051	1,876	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,057	7,571	4,485	－	－	11,560	7,571	3,989	－	－
	運輸・通信業	37,167	26,509	9,515	－	－	36,059	25,230	9,917	－	－
	金融・保険業	1,959,468	194,556	117,006	－	－	1,744,340	126,641	98,841	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	72,904	66,540	5,382	－	－	85,955	78,588	6,581	－	4
	日本国政府・地方公共団体	274,594	－	274,594	－	－	271,163	－	271,163	－	－
	上記以外	337,825	802	184,149	－	－	302,352	762	136,656	－	－
個人		147	147	－	－	16	134	134	－	16	
その他		5,686	1	－	－	－	3,689	1	－	－	
業種別残高計		2,793,339	369,053	610,796	－	536	2,539,463	304,035	542,651	－	126
１年以下		1,811,711	138,160	26,136	－		1,589,548	70,449	601	－	
１年超３年以下		95,346	69,752	25,593	－		64,870	45,312	19,557	－	
３年超５年以下		111,827	43,003	68,823	－		103,638	46,383	57,255	－	
５年超７年以下		74,125	30,680	43,444	－		99,353	30,275	69,077	－	
７年超１０年以下		122,787	28,965	93,821	－		159,169	39,514	119,654	－	
１０年超		394,840	51,495	343,344	－		326,753	62,399	264,354	－	
期限の定めのないもの		182,701	6,994	9,632	－		196,130	9,699	12,151	－	
残存期間別残高計		2,793,339	369,053	610,796	－		2,539,463	304,035	542,651	－	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。
5. 「延滞エクスポージャー」とは次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破綻更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

① 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他	
令和５年度					
一般貸倒引当金	483	473	－	483	473
個別貸倒引当金	667	458	120	546	458
合 計	1,150	931	120	1,029	931
令和６年度					
一般貸倒引当金	473	499	－	473	499
個別貸倒引当金	458	85	240	217	85
合 計	931	585	240	691	585

② 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

③ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却
					目的使用	その他		
令和５年度								
法人	農 業	業	359	209	120	238	209	－
	林 業	業	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	業	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	業	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	業	－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業		300	240	－	300	240	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業		－	－	－	－	－	－
	金 融 ・ 保 険 業		－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		8	6	－	8	6	－
上 記 以 外		－	－	－	－	－	－	
個 人		－	2	－	－	2	－	
合 計			667	458	120	546	458	－
令和６年度								
法人	農 業	業	209	78	－	209	78	－
	林 業	業	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	業	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	業	－	－	－	－	－	－
	鉱 業	業	－	－	－	－	－	－
	建 設 ・ 不 動 産 業		240	－	240	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	－	－	－	－	－
	運 輸 ・ 通 信 業		－	－	－	－	－	－
	金 融 ・ 保 険 業		－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業		6	4	－	6	4	－
上 記 以 外		－	－	－	－	－	－	
個 人		2	2	－	2	2	－	
合 計			458	85	240	217	85	－

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,564	—	2,564	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	269,986	—	269,986	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	118,522	—	118,522	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	16,387	—	16,387	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	0	1,176	—	1,176	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	1,001	—	1,001	—	200	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	30,340	—	30,340	—	3,660	12
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,546,301	26,819	1,540,901	26,819	317,686	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	13,346	26,819	13,346	26,819	11,949	30
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	211,212	7,947	211,180	6,131	100,788	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	633	—	633	—	823	130
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	28	32	25	32	57	100
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	15,172	—	15,172	—	15,172	100
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	40	5	40	0	34	85
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	25	—	25	—	5	20
信用保証協会等による保証付	0～10	70	—	70	—	6	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	6,423	—	6,423	—	6,423	100

(前ページより続く)

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
上記以外	100～1250	288,707	—	288,707	—	683,300	237
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	41,123	—	41,123	—	102,808	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	212,456	—	212,456	—	531,141	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	736	—	736	—	1,842	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	26,235	—	26,235	—	39,352	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	8,155	—	8,155	—	8,155	100
証券化	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	16,241	—	16,241	—	4,864	30
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	296,202	—	296,202	—	185,091	62
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					1,317,291	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%	100%		150%	その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	269,986	-	-	-	-	-	-	-	-	269,986			
外国の中央政府及び中央銀行向け	118,522	-	-	-	-	-	-	-	-	118,522			
国際決済銀行等向け	16,387	-	-	-	-	-	-	-	-	16,387			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他		合計				
我が国の地方公共団体向け	1,176	-	-	-	-	-	-	-	1,176				
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,001	-	-	-	-	-	1,001				
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
我が国の政府関係機関向け	2,001	20,074	8,264	-	-	-	-	-	30,340				
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他		合計				
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,524,788	42,168	5	-	-	-	-	759	1,567,721				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	1,000	39,166	-	-	-	-	-	-	40,166				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	70,100	113,967	14,594	-	-	18,016	633	-	-	217,311			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	633	-	-	633			
	100%	150%	250%	400%	その他		合計						
劣後債権及びその他資本性証券等	-	15,172	-	-	-	-	15,172						
株式等	-	-	6,423	-	-	-	6,423						
	45%	75%	100%	その他		合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	0	57	0	57								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他		合計					
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60%			その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-			-				-					-
	100%			150%			その他			合計			
不動産関連向け うちADC向け	-			-			-			-			-
	50%		100%		150%		その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	26		-		14		-			41			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-		-		-		-			-			-
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	2,564		-		-		-		-		2,564		
取立未済手形	-		-		25		-		-		25		
信用保証協会等による保証付	6		63		-		-		-		70		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	490,971	490,971
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	21,936	21,936
	20%	56,724	1,789,759	1,846,484
	35%	—	—	—
	50%	126,481	795	127,276
	75%	—	16	16
	100%	24,371	37,744	62,116
	150%	—	15,959	15,959
	250%	—	229,642	229,642
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
合 計		207,577	2,586,825	2,794,403

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーが該当します。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	2,051,189	32,736	98	2,077,893
40%～70%	113,400	1,502	40	114,000
75%	14,594	0	100	14,594
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	17,829	562	44	18,073
105%～130%	633	—	—	633
150%	15,186	2	100	15,186
250%	6,423	—	—	6,423
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	0	100	0
合計	2,219,255	34,805	95	2,246,804

- (注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA－又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB－又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	17,229	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	6,440	799	—
法人等向け	—	275	—
中小企業等向け及び個人向け	—	100	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	8	—
合 計	6,440	18,411	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機関向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,001	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	759	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	100	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	6	—
合 計	—	2,867	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

（１）派生商品取引及び長期決済期間取引について

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っており、現物銘柄との紐づけ管理等により適切な管理を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。なお、当会では該当する取引はありません。

（２）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方法	令和５年度		令和６年度	
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式	

令和5年度 (単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	1,609	—	—	—	1,609
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	1,609	—	—	—	1,609
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削除効果(△)		—				—
合 計	—	1,609	—	—	—	1,609

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	181	1,113	—	—	—	1,113
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	181	1,113	—	—	—	1,113
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削除効果(△)		—				—
合 計	181	1,113	—	—	—	1,113

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では証券化エクスポージャーに関して、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後の管理体制について定めている「証券化案件にかかる管理要領」等に基づき取得・管理をしています。

また、証券化エクスポージャーの主なリスクとして流動性リスクが挙げられ、セカンダリー市場が発達していないため資金化する際に時間を要する可能性や、売却価格が時価からディスカウントされる可能性等が考えられます。

(2) 体制整備及びその運用状況の概要

当会では証券化エクスポージャーの取得時には、資金運用部署において外部格付の確認やプール債権の状況のほか、信用補完の安全性等を検証し、資金運用部署から独立した審査部署が審査を行うことにより内部牽制を図っています。また、取得後には資金運用部署は、時価・外部格付・プール債権の現況等を定期的に審査部署に報告する体制としています。

なお、その運用状況については、リスク管理委員会に報告しています。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

(4) 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当会では証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

(5) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(6) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	
株式会社日本格付研究所 (JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&P グローバル・レーティング (S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

(7) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(8) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(9) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バ ラ ン ス	クレジットカード与信	86	—	—	—
	住 宅 □ — ン	9,017	—	8,150	—
	自 動 車 □ — ン	9,027	—	8,091	—
	そ の 他	1,000	—	—	—
	合 計	19,132	—	16,241	—
オフ バ ラ ン ス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 □ — ン	—	—	—	—
	自 動 車 □ — ン	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

② リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額
 <証券化エクスポージャー>

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		令和 5 年度		令和 6 年度	
		残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	—	—
	15%～50%未満	15,845	164	14,142	148
	50%～100%未満	3,286	75	2,098	46
	100%～250%未満	—	—	—	—
	250%～400%未満	—	—	—	—
	400%～1250%未満	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—
	合 計	19,132	240	16,241	194
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	—	—
	15%～50%未満	—	—	—	—
	50%～100%未満	—	—	—	—
	100%～250%未満	—	—	—	—
	250%～400%未満	—	—	—	—
	400%～1250%未満	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

<再証券化エクスポージャー>
 該当する取引はありません。

- ③ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
 該当する取引はありません。

- ④ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

「CVAリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクです。

当会では、派生商品取引にあたっては取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

(2) CVAリスク相当額の算出に使用する手法

当会では、CVAリスク相当額の算出にあたっては告示に定める簡便法により算出しております。

マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクについて

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、次のとおりオペレーショナル・リスクを管理しています。

(1) オペレーショナル・リスクの総合的な管理

当会では、オペレーショナル・リスク管理体制及び管理対象とするリスク等を「オペレーショナル・リスク管理規程」に定めています。発生したオペレーショナル・リスクは、事後措置や再発防止策を付して四半期ごとにリスク管理委員会へ報告を行っています。なお、発生した事案に応じてコンプライアンス委員会や情報セキュリティ委員会にて詳細な報告を行うことでリスク管理態勢の強化に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

- ① B I の算出方法
B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）及びF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。
- ② I L M の算出方法
I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。
- ③ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。
- ④ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、これらをその他有価証券、系統出資、系統外出資、子会社等出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、経営管理委員会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は経営管理委員会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資・子会社等出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。系統及び系統外出資については、取得原価を記載しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	33,149	33,149	22,805	22,805
非 上 場	144,427	144,427	157,152	157,152
合 計	177,577	177,577	179,958	179,958

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和 5 年度			令和 6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
8,296	—	—	6,662	—	—

(4) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位：百万円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
25,723	66	17,396	223

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等) (単位：百万円)

令和 5 年度		令和 6 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	282,867	293,821
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	702	2,381

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

① リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

② リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③ 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しております。

① 流動性貯金に割り当てられた金利改正の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

② 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦ 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券残高の減少によるものです。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

(3) ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

① 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

② 金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)

特段ありません。

(4) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	58,086	74,808	3,244	3,796
2	下方パラレルシフト	－	－	19	69
3	ス テ ィ ー プ 化	35,959	46,927		
4	フ ラ ッ ト 化	658	623		
5	短 期 金 利 上 昇	8,958	10,555		
6	短 期 金 利 低 下	－	－		
7	最 大 値	58,086	74,808	3,244	3,796
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	238,685		237,113	